

「第三者の行為による傷病届」提出時のご注意

届出上のご注意事項

(よくお読みいただき、なるべく漏れのないようにご記入ください)

- 1, この届は本人又は家族が、第三者の行為(交通事故など)で負傷し健康保険証を使用して治療または検査を受けることとなったときには速やかにご提出をお願いいたします。
- 2, 業務遂行中(勤務時間中)や通勤の行き帰りに起きた事故などは、被害者・加害者・単独(自損)事故などの内容にかかわらず、健康保険での治療はできませんので、必ず医師(医療機関)に申し出てください。
※自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)又は、労災保険を使用することになります。
- 3, この届を提出して健康保険を使用して治療を受けたり、傷病手当金を受給した時は、その治療費や傷病手当金などの当協会が負担した金額を限度に、当協会が加害者や自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)会社に対する損害賠償請求権を代位取得することとなります。[健康保険法第57条]

◎ご提出いただく書類

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ① 第三者の行為による傷病届 | ⑤ 負傷原因報告書(提出済の場合は不要) |
| ② 事故発生状況報告書 | ⑥ 損害賠償金納付確約書・念書(相手に記入してもらう) |
| ③ 念書(受診者) | ⑦ 交通事故証明書(原本又は保険会社が原本証明したもの) |
| ④ 同意書 | ⑧ 示談書の写し(示談が済んでいる場合) |

届出後の留意事項

この届出を出した後で次のような時は必ず文書等でご連絡をお願いします。

- 1, 転院(病院を変更する)したとき。
- 2, 同時に複数の医療機関で健康保険証を使用し治療を受けるようになったとき。
- 3, 治療が終了したとき。(後遺症を除く)
- 4, 健康保険証を使用しなくなったとき。(自賠責・自費又は加害者が直接医療機関に治療費を払うようになったとき)
- 5, 届出後に、見舞金・治療費・慰謝料・自賠責仮渡金・保険金等を受領したとき。

提出・お問い合わせ先

全国健康保険協会 徳島支部 レセプトグループ
〒770-8541
徳島市沖浜東3-46 Jビル西館1階
TEL 088-602-0258